

令和 8 年度 西栗倉村生物多様性地域戦略策定実務支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 8 年度西栗倉村生物多様性地域戦略策定実務支援業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

本業務は、環境省「令和 8 年度生物多様性地域戦略の策定推進支援業務」による技術的支援を活用しながら、村が策定主体として地域戦略を取りまとめるために必要な実務支援を行うものである。

環境省支援では、現状整理、課題抽出、ロジックモデル、空間計画、GIS 等による見える化、評価指標、有識者助言等について、技術的な助言や資料整理補助を受ける予定である。本業務では、それらの助言や整理結果を踏まえ、地域戦略の本文、施策体系、図表、概要版等として整理・反映する。また、環境省技術支援事業による有識者派遣と併せてワークショップ等を実施する場合は、本業務において資料作成、参加、論点整理、結果の戦略への反映等を支援する。

項目	内容
業務名	令和 8 年度 西栗倉村生物多様性地域戦略策定実務支援業務
業務内容	本要領、企画提案書作成要領及び別紙「企画提案において求める内容」のとおり
履行期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
提案上限額	5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
問い合わせ先・提出先	西栗倉村役場 産業観光課 〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 33 番地 1 電話：0868-79-2230 Mail：sankan@vill.nishiwakura.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- 暴力団又は暴力団員等と関係を有しないこと。

- 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 生物多様性、自然資本、地域計画、森林、農業、観光、地域づくり又はこれらに類する分野に関する業務実績又は知見を有すること。
- 業務を確実に履行できる体制を有すること。

4 参加申込み

本プロポーザルでは、参加表明書の提出は求めない。企画提案書等の提出をもって、本プロポーザルへの参加申込みがあったものとみなす。

5 実施スケジュール

項目	日程	備考
公告・公募開始	令和 8 年 9 月 18 日（金）	村ホームページで公表
質問受付期限	令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 5 時	質問書を電子メール（sankan@vill.nishiwakura.lg.jp）で提出
質問回答	令和 8 年 10 月 1 日（木）	村ホームページで公表
企画提案書等提出期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時必着	持参、郵送又は電子メール（sankan@vill.nishiwakura.lg.jp）
書面審査	令和 8 年 10 月 7 日（水）～10 月 8 日（木）	プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない
受託候補者決定・結果通知	令和 8 年 10 月 9 日（金）以降	全提案者へ通知
契約協議	令和 8 年 10 月中旬	業務内容、実施体制、見積内容等を協議
業務開始予定	令和 8 年 10 月中旬頃	契約協議等が整い次第、業務を開始する予定
成果品納品	令和 9 年 3 月 26 日（金）	成果品を納品

なお、上記日程は予定であり、都合により変更する場合がある。

6 質問の受付及び回答

- 質問は、指定する質問書により、問い合わせ先・提出先のメールアドレス（sankan@vill.nishiwakura.lg.jp）へ電子メールで提出すること。
- 質問受付期限は、令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 5 時までとする。

- 質問への回答は、令和 8 年 10 月 1 日（木）を目途に、村ホームページで公表する。ただし、質問者固有の情報又は公表に適さない内容については、この限りでない。
- 電話又は口頭による質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

提案者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

提出書類	内容
企画提案書提出届	代表者名、担当者連絡先等を記載
企画提案書	本業務に対する考え方、実施方法、成果物、スケジュール等を記載
見積書	提案上限額以内で作成し、消費税及び地方消費税を含む総額を明記
業務実施体制書	管理責任者、担当者、役割分担等を記載
業務実績書	本業務に関連する主な実績を記載
誓約書	参加資格、法令遵守、虚偽記載がないこと等を誓約

提出期限は、令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時必着とする。提出方法は、持参、郵送又は電子メールによるものとし、電子メールで提出する場合は、問い合わせ先・提出先のメールアドレス（sankan@vill.nishiwakura.lg.jp）宛てに送付すること。

8 審査方法

審査は、提出された企画提案書、見積書その他関係書類に基づき、審査委員が書面により行う。プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

区分	内容
審査委員	副村長、産業観光課長、産業観光課職員
審査方法	評価基準表に基づく書面審査
配点	100 点満点
最低基準点	平均点 60 点

9 受託候補者の選定

各審査委員の採点結果を集計し、総合点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。総合点が同点の場合は、審査委員の協議により順位を決定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。
- 提案上限額を超える見積書を提出した場合。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- 審査の公平性を害する行為があった場合。
- 本要領又は企画提案書作成要領に定める条件に明らかに適合しない場合。

11 契約

村は、受託候補者と仕様、業務内容、見積額等について協議を行い、協議が整った場合に契約締結の手続を行う。協議が整わない場合は、次点者と協議することができる。

12 その他

- 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。
- 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、村が別に定める。